

筆跡異同診断書(文書鑑定)

○依頼人情報欄・・・御依頼主様のお名前や御住所などが記載されます。

○鑑定資料情報欄・・・執筆者が不明な「鑑定資料」についての情報が記載されます。

○対照資料情報欄・・・執筆者が明確な「対照資料」についての情報が記載されます。

○鑑定内容情報欄・・・本案件がどのような鑑定であるのかが記載されます。

○鑑定結果欄・・・本案件の鑑定結果が記載されます。

○鑑定期間情報欄・・・本案件の鑑定期間が記載されます。

○ 弊所鑑定人情報欄・・・本案件の鑑定を行った弊所の名称・所在地の他、
鑑定人が自筆署名を行います。

筆跡鑑定についての凡例を、約18ページにわたり御説明しています。

< 内容 >

○ 執筆の対象物について。

『筆跡とは「執筆された痕跡(こんせき)」であり、対象物とは筆跡が残された「物」を指します。一般的に書く行為は「紙」に成されるため、執筆の対象物はほとんどが「紙」です。本書では「紙」を「料紙(りょうし)」と表現し、以下の分類と表現を行っています。～(以下略)』

・この項では、「資料をどのように観察しているのか」について、弊所が蓄積した過去データから、筆跡が存在する媒体についての解説を行っています。

○ 筆記具について。

『鑑定資料・対照資料ともに、執筆に用いた筆記具の表現です。鑑定人は、執筆の場面を観察しておりませんので基本的に「～様(よう)」という表現をしています。～(以下略)。』

・この項では、「筆記を行った筆記具をどのように分類しているのか」について、弊所が蓄積した過去データから、筆跡を成す道具についての解説を行っています。

○ 資料間の執筆時期の把握と資料番号の付与について。

『鑑定資料・対照資料の執筆時期の把握を行い、資料間の乖離(かいり)状況を把握するとともに、複数の資料が存在する場合、この乖離状況の順に番号を付与しています。～(以下略)。』

・このページでは、鑑定を行った鑑定資料と対照資料の執筆時期が、どの程度離れているかを、年数や日数で表示した表が掲載されます。

執筆時期の表は、次のページを御参照ください。

○ 筆跡の観察方法について。

『鑑定は基本的に、両氏筆跡で共通している文字（同字）を観察することにより成立します。弊所の鑑定では、科学的であることが重要とする考えから、目視による「見た目」の判断は行わず、文字を構成する最小～（以下略）。』

- ・この項では、弊所が鑑定を行う作業について、具体的に解説しています。

- ア) 文字の正中の求め方。
- イ) 送筆画の方向について。
- ウ) 送筆画の長さの比較。
- エ) 送筆画の角度の比較。

これらの内容を、図解とともに見やすく、わかりやすく解説しています。

○ 鑑定結果の表現説明について。

『鑑定結果の表現は以下のように分類され～（以下略）。』

- ・この項では、鑑定結果の表現や、その確度について解説しています。
-

○ 鑑定作業による身体への影響と、錯視などの対策について。

『近年では、コンピューターや光学機器の発達などにより、精度の高い鑑定～（以下略）。』

- ・この項では、人間が陥りやすい目の錯覚や、鑑定作業を長時間続けることにより発生する「ゲシュタルト崩壊」について解説しています。

この項では，本案件で使用した鑑定資料について，
以下の内容を記載しています。

- ・ 日付。
- ・ 資料の種類。
- ・ 書式。
- ・ 行数。
- ・ 筆記具の種類。
- ・ 原本資料・複写資料の表記。
- ・ 諸条件や備考。

上記内容の記載の後に，鑑定資料を掲載します。

この項では，本案件で使用した対照資料について，以下の内容を記載しています。

- ・ 日付。
- ・ 資料の種類。
- ・ 書式。
- ・ 行数。
- ・ 筆記具の種類。
- ・ 原本資料・複写資料の表記。
- ・ 諸条件や備考。

上記内容の記載の後に，対照資料を掲載します。

次の項では、本案件で観察した文字についての「鑑定人コメント」を記載しています。


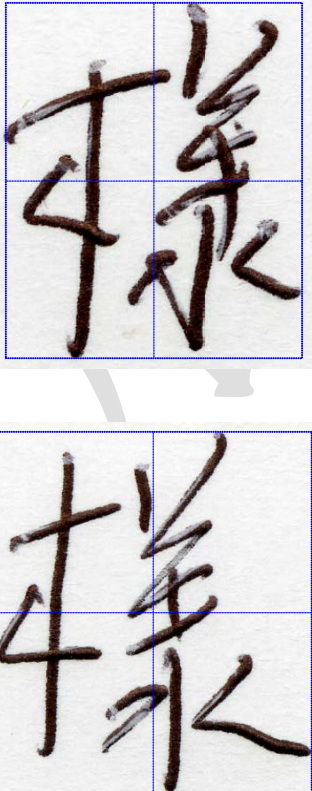
- 最初は、弊所の筆跡鑑定の概要です。全部の案件に共通した内容であり、筆跡鑑定がどのように行われたのかを解説しています。
- 次に、鑑定資料と対照資料に共通している文字の数量と集計表の掲載です。鑑定は執筆回数の多い文字を優先的に鑑定しています。集計表に基づいて文字を取り上げているため、いわゆる「鑑定結果に都合のいい文字のみ」を、鑑定することを抑止し、客観性に基づいた鑑定の基盤となっています。下表はサンプルです。

文字を一つ一つ丁寧に数え、集計表を作成しています。

No	文字	甲1	甲計	Z1	Z2	Z3	Z4	Z5	Z計
1	山	6	6	0	0	3	0	0	3
28	島	5	5	0	4	0	0	0	4
6	川	3	3	2	0	0	0	0	2
3	都	2	2	0	0	3	0	0	3
45	愛	2	2	0	1	0	2	0	3
46	知	2	2	0	0	0	3	0	3
48	賀	2	2	0	0	2	0	0	2
53	大	2	2	0	0	0	0	2	2
66	岡	2	2	0	0	2	0	0	2
37	富	1	1	1	1	1	1	1	5
79	口	1	1	0	5	0	0	0	5
11	玉	1	1	0	1	0	2	0	3
18	道	1	1	0	0	0	3	0	3
22	手	1	1	0	1	0	2	0	3
70	徳	1	1	1	0	1	0	1	3
32	馬	1	1	0	1	0	1	0	2
52	重	1	1	0	2	0	0	0	2
56	庫	1	1	0	1	1	0	0	2
65	根	1	1	0	2	0	0	0	2
59	和	1	1	0	0	1	0	0	1
74	高	1	1	0	0	0	1	0	1
86	佐	1	1	1	0	0	0	0	1
89	本	1	1	0	0	0	1	0	1
93	原	1	1	0	1	0	0	0	1
27	福	3	3	0	0	0	0	0	0
2	京	2	2	0	0	0	0	0	0
5	奈	2	2	0	0	0	0	0	0
31	群	1	1	0	0	0	0	0	0
34	野	1	1	0	0	0	0	0	0
36	梨	1	1	0	0	0	0	0	0
39	石	1	1	0	0	0	0	0	0
42	井	1	1	0	0	0	0	0	0
43	岐	1	1	0	0	0	0	0	0
44	阜	1	1	0	0	0	0	0	0
		55	55	5	20	14	16	4	59

※文字数が少ない場合は、作成していません。

- 最後に、鑑定人コメントを掲載します。実際に鑑定を行った文字の一部を掲載し、「どうして、その鑑定結果になったのか」といった要点をまとめ、簡潔な記述でお伝えしています。下図はサンプルです。

筆順図	鑑定資料	対照資料
		
<p>鑑定人コメント</p>	<p>上図「様」字では、鑑定資料の第10画は1本の線として執筆されていますが、対照資料では2本の線で執筆されており、第10画の形状が大きく異なります。</p> <p>対照資料の誤字は、上図「様」字以外の文字にも見られ、鑑定資料の筆跡とは相違している状態が、随所に観察されています。</p> <p>鑑定資料と対照資料に見られる客観的事実に則り、これらの筆跡は、異なる人物により執筆された文字であると判断されます。</p>	

鑑定人コメントは、資料の状態や、文字の数量により、内容が変化します。

最後の項では，以下の内容を記載しています。

- ・ 鑑定にかかわる使用機材一覧。
- ・ 報告書に関する注意事項。
- ・ 鑑定人プロフィール。

◎報告書はA4サイズの大きさを，フルカラー印刷を行い，最少でも30ページ程度になります。

※上記内容は予告なく変更される場合があります。